

5 障第 400 号
令和 5 年 5 月 8 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
今般、厚生労働省及びこども家庭庁から令和 5 年 4 月 28 日付け事務連絡で、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う臨時的な取扱いが示されましたので、御承知おきください。

また、当該臨時的な取扱いの適用にあたって、本市の運用を下記のとおりとします。

記

1 適用期間

令和 5 年 5 月 8 日から適用（終了時期は別途通知にて案内予定）

2 「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用について【共通】

障がい福祉サービス等事業の適切な運営のため、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限り、

3 「市町村が認める」場合について【事務連絡別紙の 3、7、28 関係他】

「市町村が認める」場合とされる臨時的な取扱いを適用するにあたり、**本市へ事前相談を行うこと**。また、以下の事項について留意すること。

(1) 居宅への訪問のできる限りの支援（以下「代替サービス」という）の提供を行ったと市町村が認める場合（事務連絡別紙の 3、28 関係）

代替サービスを提供する際には事前に利用者又はその家族、保護者の同意を得たうえで、支援内容を詳細に記録し、市が提出を求めた際には、速やかに提出できるようにしておくこと。

なお、代替サービスと認める観点として、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問で**個別支援計画に位置付けられている支援**を行っているかが挙げられる。単に健康管理のみを以て代替サービスとは認めませんので、

留意してください。

- (2) 他の事業所等で障がい者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者（事務連絡別紙の7関係）

障がい者等へ支援した内容について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務等直接支援業務に従事したことが具体的に記載された実務経験証明書その他の書類を提出すること。

- (3) 障がい児通所支援の定員を超える児童の受入について

原則、臨時的な取扱いを終了する。定員の遵守（基準第39条）に基づき、利用定員を超えてサービスの提供を行うことがないようにしてください。（災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く。）

なお、今後実地指導で定員超過が確認された場合、指導の対象とします。

但し、感染者が発生するなど学校・近隣事業所が休業・閉鎖し、留守番や保護者が休暇を取得することが困難な場合などを理由に、定員を超えて児童を受け入れる必要がある場合には本市へ事前相談を行うこと。

4 サービス提供実績記録票作成における留意点

サービス提供実績記録票を作成する際（電子請求にて送信する場合を含む）在宅支援を提供した場合や居宅等においてできる限りの支援を代替的に提供した場合は、その旨を備考欄に必ず記載すること。

ただし、在宅支援を提供する就労系事業所においては本通知の「5 就労移行支援・就労継続支援の在宅支援について」を遵守すること。

5 就労移行支援・就労継続支援の在宅支援について

在宅支援について認められる場合があります。岡崎市ホームページの該当部分を確認すること。

（URL：<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1561/1610/p026257.html>）

6 PCR 受検報告について

これまで PCR 検査を受検することになった場合には、「新型コロナウイルス感染症 PCR 検査の受検に係る報告について」を御報告いただいていたところです。今般の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、当該報告書の提出は廃止し、今後は「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省）」の 4 に該当にする**場合に限り**、保健所及び障がい福祉課に電話で御一報いただき、「感染症集団発生報告書」の提出をお願いいたします。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後の対応については岡崎市ホームページの該当部分を確認すること。

（URL：<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1562/1618/p038216.html>）

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」一部抜粋

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

担当 福祉部障がい福祉課

FAX(0564)25 - 7650/Mail shogai@city.okazaki.lg.jp

(3(2)(3)、6 関係) 施策係 TEL(0564)23-6165

(3(1)、4, 5 関係) 審査給付係 TEL(0564)23-6853